

関西医事法研究会規約

制定 昭和 58 年 1 月 1 日
改定 平成 11 年 4 月 1 日
改定 平成 27 年 1 月 24 日

第 1 条（名称） 本会は、「関西医事法研究会」と称する。

第 2 条（目的） 本会は、法律と医療相互の関連に関する研究を行い、これにより国民の健康にして文化的な生活の確保に貢献し、あわせて、会員相互の協力親睦を図ることを目的とする。

第 3 条（事業等）

- 1 本会は前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。
 - (1) 研究会の開催および研究成果の発表
 - (2) 出版物の編集、刊行
 - (3) 調査研究計画の立案および実施
 - (4) 会員研究者ならびに内外の学会との連絡、交流および協力促進事業
 - (5) その他本会の目的にとって相当と認められる事業
- 2 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。
- 3 本会の経費は会費・委託研究費・寄付金その他の収入をもってあてる。

第 4 条（会員）

- 1 医事法学を研究する者は本会の会員となることができる。
- 2 大学所属の学生は学生会員になることができる。
- 3 本会に入会しようとする者は事務局に入会の申込みを行い、会長の入会審査を経なければならない。
- 4 会員は研究会等本会の事業に参加し、総会に出席することができる。
- 5 正会員は総会における決議権を有する。

第 5 条（会費）

- 1 会員は以下に定める会費を納入するものとする。
 - (1) 正会員 年額 2,000 円
 - (2) 学生会員 年額 0 円
- 2 年度途中の入会の場合は、会費は次年度から納めることとする。また、年度途中の退会であっても会費は返却しないこととする。
- 3 2 年分以上会費を滞納した者は退会したものとみなすことができる。

- 第 6 条（役員）
- 1 第三条の事業等の活動は、総会で選ばれた役員からなる幹事会が行なう。
 - 2 幹事会は互選により下記の役員各 1 名を選出する。
会長・・・・・・研究会を代表する。
副会長・・・・・・会長を補佐する。
事務局・・・・・・必要な事務および会計を総括する。
広報・・・・・・本研究会の広報を行う。
会計監査・・・・・・会計の監査を行う。
 - 3 役員を選出に関する細目は、別に定める「関西医事法研究会幹事選挙規約」で定める。
 - 4 会長および幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていない場合は、引き続きその任にあたる。

- 第 7 条（総会）
- 1 本会は毎年 1 回総会を行う。
 - 2 幹事の過半数が必要と認めるときまたは会員の 5 分の 1 以上の請求があるときは、会長は臨時総会を開かなければならない。
 - 3 総会が成立するためには、全会員数の 3 分の 1 の出席を要する。ただし、受任者を明記した委任状を出席の代わりとすることができる。その場合は、議決に加わることはできない。
 - 4 総会は次の事項を議する。
 - (1) 本会の活動
 - (2) 役員を選出
 - (3) その他総会が必要と認めた事項
 - 5 総会の議決の原則は出席者の過半数とする。
 - 6 会長は研究会に対し、毎年 1 回は事業に関して総会で報告しなければならない。
 - 7 事務局長は研究会に対し、総会で会期中の会計収支ならびに次年度予算報告をしなければならない。
 - 8 会計監査は会計収支報告前に会計監査を実施し、総会で報告しなければならない。

- 第 8 条（事務局）
- 本会の事務局は次の場所におく。
京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学法学部平野哲郎研究室内

第9条（個人情報） 本会が管理する会員の情報は以下の目的の他にこれを利用しない。

- ① 事業実施および総会運営にかかる事務
- ② 会費請求等にかかる事務

第10条（規約の変更） 本会の規約の改廃は、総会において行うものとする。

- 第11条（その他）
- 1 その他本会の運営に関して必要な事項は規則細則でこれを定める。
 - 2 規則細則は、会長が総会に提出し、総会にて議決する。
 - 3 本規約に定めのない事項については、幹事会の議をもって定める。

附則

第1条 この規約の規定は、総会の承認を得た日から効力を発する。